

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税通知書等の様式) 第六条 (略) 一一七 (略) 八 県税に係る更正又は決定の通知書兼納付(納入)通知書 別記様式第十号 第十号の二 第十号の二の二 第十号の二の三 第十号の三 第十号の四 第十号の五 九 (略)</p>	<p>(納税通知書等の様式) 第六条 (略) 一一七 (略) 八 県税に係る更正又は決定の通知書兼納付(納入)通知書 別記様式第十号 第十号の二 第十号の二の二 第十号の三 第十号の四 第十号の五 九 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第10号の2の2 (第6条関係)

様式第10号の2の2 (第6条関係)

(表)
 (略)
 法人 県民税 更正・決定及び加算金の決定
 事業税 通知書兼納付通知書
 特別法人事業税
 (略)
 (略) (略)
 (略)

(表)
 (略)
 法人 県民税 更正・決定及び加算金の決定
 事業税 通知書兼納付通知書
 特別法人事業税
 (略)
 (略) (略)
 (略)

区 分	更正・決定額	既に納付の確定した額	差引増減額	(略)
(略)				(略)

区 分	更正・決定額	既に納付の確定した額	差引減額した額	(略)
(略)				(略)

(略)	(略)
	分割基準 法人県民税 (略)
	法人事業税 (略)

(略)	(略)
	分割基準 法人県民税 (略)
	法人事業税 (略)

(略) (略)
 納付場所

(略) (略)
 納付場所

(裏)
 (略)

(裏)
 (略)

別記様式第十号の二の二の次に次の一様式を加える。

法人 県民税
事業税 更正・決定及び加算金の決定通知書兼納付通知書
特別法人事業税

所在地

法人県民税・事業税・特別法人事業税の課税標準額、税額及び加算金額を、県民税については地方税法第55条、事業税については地方税法第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2、特別法人事業税については特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条、加算金については地方税法第72条の46又は第72条の47の規定により更正・決定しましたから通知します。
(「差引納付すべき額」欄の不足税額及び加算金額を、次により納めてください。)

法人名

年度 管理番号 更正・決定納期限 年 月 日
事業年度又は連結事業年度 年 月 日から 年 月 日まで
処理

様

区分 更正・決定額 既に納付の確定した額 差引増減額
法人県民税 税割額 円 円 円
均等割額
法人事業税 所得割額
付加価値割額
資本割額
収入割額
合計事業税額
特別法人事業税 所得割に係る特別法人事業税額
収入割に係る特別法人事業税額
合計特別法人事業税額
過少申告加算金
不申告加算金
重加算金

差引納付すべき額 円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

更正・決定額算出基礎
区分 課税標準額 税率 税額
法人県民税 課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税総額 千円
税割額 /100 円
利子割除額
差引法人税割額
均等割額
法人事業税 1号事業又は2号事業 課税標準となる所得金額の総額 千円
本県分 年 万円以下の金額 /100
年 万円超年 万円以下の金額 /100
年 万円超又は軽減税率不適用の金額 /100
計
付加価値割 課税標準となる付加価値額の総額
本県分 /100
3号事業 資本割 課税標準となる資本金等の額の総額
本県分 /100
収入割 課税標準となる収入金額の総額
本県分 /100
4号事業 所得割 課税標準となる所得金額の総額
本県分 /100
付加価値割 課税標準となる付加価値額の総額
本県分 /100
資本割 課税標準となる資本金等の額の総額
本県分 /100
収入割 課税標準となる収入金額の総額
本県分 /100
合計
特別法人 1号事業の基準法人所得割額 /100
2号事業の基準法人収入割額 /100
3号事業の基準法人収入割額 /100
4号事業の基準法人収入割額 /100
合計

申告等区分
予定・中間・みなす 年 月 日
確定・決定 年 月 日
修正・更正・是認 年 月 日
再修正・再更正・是認 年 月 日

分割基準
法人県民税 区分 従業者数
総数 人
本県分 人
法人事業税 区分 従業者数
総数 人
本県分 人
区分 固定資産の価額・事務所又は事業所数・軌道の延長キロメートル数
総数
本県分

加算金 処理年月日、処理区分、法人事業税額及び特別法人事業税額 年 月 日 差引対象法人事業税額 差引対象特別法人事業税額 円 円
区分 対象税額 率 確定額 円
加算金 /100 円
重加算金 /100

重加対象課税標準額の総額
所得金額
付加価値額
資本金等の額
収入金額

納付場所

- (注) 1 1号事業とは地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を、2号事業とは同項第2号に掲げる事業を、3号事業とは同項第3号に掲げる事業を、4号事業とは同項第4号に掲げる事業をいいます。
- 2 この通知書による不足税額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第2条の規定による改正前の地方税法第72条の25第5項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合)を乗じて計算した金額を加算してください。
- 4 県民税については地方税法第56条第3項及び第4項、事業税については同法第72条の44第3項及び第4項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があります。
- 5 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 6 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 備考1 不足税額がない場合は、納付の通知はしないものとし、この通知書は、(注)2から(注)5までを削り、(注)6を(注)2とした上、更正・決定通知書として使用する。
- 2 繰上徴収する場合は、「更正・決定納期限」欄に更正・決定の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第三十七号を次のように改める。

別記様式第四十四号の六を次のように改める。

様式第 44 号の 6 (第 25 条の 3 関係)

所在地 法人名	様	第	年	月	号 日
広島県 県税事務所長 印					
法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの証明書					
地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定により、次のとおり法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことを証明します。					
届 出 が あ つ た 年 月 日			年 月 日		
届出をした法人	名 称				
	主たる事務所又は事業所の所在地				
事 業 年 度			年 月 日から 年 月 日まで		
適用する分割基準	1 従業者数 3 事務所又は事業所数 5 電線路の電力の容量 2 固定資産の価額 4 軌道の延長キロメートル数				
事 務 所 又 は 事 業 所			分 割 基 準		
名 称	所 在 地		修 正 前	修 正 後	
合 計					
分割基準に誤りを生じた事情の詳細					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、別記様式第 44 号の 7 及び広島県税事務取扱規則別記様式第 11 号の 2 と複写式に印刷する。

別記様式第四十四号の七を次のように改める。

様式第 44 号の 7 (第 25 条の 3 関係)

年 月 日			
知事 様		広島県 県税事務所長	
法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことのお知らせ			
<p>地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定により、次のとおり法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出がありました。</p>			
届 出 が あ つ た 年 月 日		年 月 日	
届出をした法人	名 称		
	主たる事務所又は事業所の所在地		
事 業 年 度		年 月 日から 年 月 日まで	
適用する分割基準	1 従業者数 3 事務所又は事業所数 5 電線路の電力の容量 2 固定資産の価額 4 軌道の延長キロメートル数		
事 務 所 又 は 事 業 所		分 割 基 準	
名 称	所 在 地	修 正 前	修 正 後
合 計			
分割基準に誤りを生じた事情の詳細			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、別記様式第 44 号の 6 及び広島県税事務取扱規則別記様式第 11 号の 2 と複写式に印刷する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第46号 (第27条関係)

様式第46号 (第27条関係)

(略)				
法人		県民税 事業税	に係る課税標準額等の通知について	
(略)				
(略)		(略)		
事業年度	(略)			
通算・連結区分	(略)			
(略)	(略)			
(略)				
(略)				
分割 基準	法人 事業税	種類	内 訳	総 数
		従業者数・固定資産	人, 千円	人, 千円
	(略)		(略)	(略)
	(略)			(略)
そ の 他	外国の法人税等の額の控除額等	税額控除超過額相当額の加算額の総額		(略)
		都道府県民税分	円	
		市町村民税分	円	
		法人税割額から控除すべき外国税額の総額		
(略)				
(略)				
備考 (略)				

(略)				
法人		県民税 事業税	に係る課税標準額等の通知について	
(略)				
(略)		(略)		
事業年度	(略)			
連結区分	(略)			
(略)	(略)			
(略)				
(略)				
分割 基準	法人 事業税	種類	内 訳	総 数
		従業者数・固定資産	人, 千	人, 千
	(略)		(略)	(略)
	(略)			(略)
そ の 他	外国の法人税等の額の控除額	(略)		(略)
		法人税割額から控除すべき外国税額の総額		
		(略)		
		(略)		
(略)				
備考 (略)				

様式第46号の2 (第27条関係)

(略)		(略)			
法人 県民税 事業税		に係る課税標準額等の通知について (第3号用)			
(略)		(略)			
(略)		(略)			
事業年度	(略)				
通算・連結区分					
(略)					
(略)					
(略)					
分割基準	法人事業税	種類	内 訳	総 数	(略)
		従業者数・固定資産	人, 千円	人, 千円	
		(略)	(略)	(略)	
(略)					
その他	外国の法人税等の額の控除額等	税額控除超過額相当額の加算額の総額			
		都道府県民税分	円		
		市町村民税分	円		
		法人税割額から控除すべき外国税額の総額			
		(略)			
(略)					
(略)					
備考 (略)					

様式第46号の2 (第27条関係)

(略)		(略)			
法人 県民税 事業税		に係る課税標準額等の通知について (発電・小売用)			
(略)		(略)			
(略)		(略)			
事業年度	(略)				
連結区分					
(略)					
(略)					
(略)					
分割基準	法人事業税	種類	内 訳	総 数	(略)
		従業者数・固定資産	人, 千	人, 千	
		(略)	(略)	(略)	
(略)					
その他	外国の法人税等の額の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額			
		(略)			
		(略)			
		(略)			
(略)					
備考 (略)					

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (徴収金の調停及び徴収手続) 第十一条 (略)</p> <p>3 県税事務所長は、法第五十三条第一項若しくは第二項又は法第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合は、別記様式第六十七号又は別記様式第六十七号の二による法人県民税・事業税・特別法人事業税みなす申告決議書によつて調定しなければならない。</p> <p>4―11 (略)</p>	<p>2 (徴収金の調定及び徴収手続) 第十一条 (略)</p> <p>3 県税事務所長は、法第五十三条第一項若しくは第二項又は法第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合は、別記様式第六十七号による法人県民税・事業税・特別法人事業税みなす申告決議書によつて調定しなければならない。</p> <p>4―11 (略)</p>

別記様式第十一号の二を次のように改める。

様式第11号の2 (第7条の3)

広島県知事様 法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの報告書 地方税法第72条の48の2第4項の規定により、次のとおり報告します。		年 月 日 県税事務所長	
届出があつた年月日		年 月 日	
届出をした法人	名称		
	主たる事務所又は事業所の所在地		
	法人番号		
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
適用する分割基準	1 従業者数 3 事務所又は事業所数 5 電線路の電力の容量 2 固定資産の価額 4 軌道の延長キロメートル数		
事務所又は事業所		分割基準	
名称	所在地	修正前	修正後
合 計			
分割基準に誤りを生じた事情の詳細			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第44号の6及び別記様式第44号の7と複写式に印刷する。

別記様式第六十七号の次に次の一様式を加える。

所在地

決裁者		担当者	

法人名

様

起 案 年 月 日	年 月 日
調 定 年 月 日	年 月 日

県 税 管 理 番 号	
決 議 年 月 日	年 月 日

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 年 月 日から 年 月 日まで

事 業 税		円
前 事 業 年 度 の 事 業 税 額	⑦	
月 数 換 算	$\frac{6}{()}$	
(前事業年度の月数) ⑧		
地 方 税 法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業		
所 得 割	前 事 業 年 度 の 所 得 割 額	⑨ 円
	納 付 す べ き 所 得 割 額	⑩ 円
付 加 価 値 割	前 事 業 年 度 の 付 加 価 値 割 額	⑪ 円
	納 付 す べ き 付 加 価 値 割 額	⑫ 円
資 本 割	前 事 業 年 度 の 資 本 割 額	⑬ 円
	納 付 す べ き 資 本 割 額	⑭ 円
地 方 税 法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業		
収 入 割	前 事 業 年 度 の 収 入 割 額	⑮ 円
	納 付 す べ き 収 入 割 額	⑯ 円
地 方 税 法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業		
所 得 割	前 事 業 年 度 の 所 得 割 額	⑰ 円
	納 付 す べ き 所 得 割 額	⑱ 円
付 加 価 値 割	前 事 業 年 度 の 付 加 価 値 割 額	⑲ 円
	納 付 す べ き 付 加 価 値 割 額	⑳ 円
資 本 割	前 事 業 年 度 の 資 本 割 額	㉑ 円
	納 付 す べ き 資 本 割 額	㉒ 円
収 入 割	前 事 業 年 度 の 収 入 割 額	㉓ 円
	納 付 す べ き 収 入 割 額	㉔ 円
地 方 税 法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業		
付 加 価 値 割	前 事 業 年 度 の 付 加 価 値 割 額	㉕ 円
	納 付 す べ き 付 加 価 値 割 額	㉖ 円
資 本 割	前 事 業 年 度 の 資 本 割 額	㉗ 円
	納 付 す べ き 資 本 割 額	㉘ 円
収 入 割	前 事 業 年 度 の 収 入 割 額	㉙ 円
	納 付 す べ き 収 入 割 額	㉚ 円
事 業 特 別 法 人 事 業 税	前 事 業 年 度 の 特 別 法 人 事 業 税 額	㉛ 円
	納 付 す べ き 特 別 法 人 事 業 税 額	㉜ 円
納付すべき事業税額及び特別法人事業税額		円
⑩+⑫+⑭+⑯+⑱+㉑+㉒+㉓+㉔+㉖+㉘+㉚+㉜		⑬③

県 民 税		円
法 人 税 割	前 事 業 年 度 の 法 人 税 割 額	① 円
	月 数 換 算	$\frac{6}{()}$
	(前事業年度の月数) ②	
	納 付 す べ き 法 人 税 割 額	③ 円
均 等 割	事 務 所 等 を 有 し て い た 月 数	④ 月
	納 付 す べ き 均 等 割 額	⑤ 円
納 付 す べ き 均 等 割 額		円×④/12
納 付 す べ き 県 民 税 額		③+⑤ ⑥ 円

納 付 す べ き 合 計 税 額	⑥+⑬③ ⑭③ 円
-------------------	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。